

羽の情報便

保険料の負担者や支払原因によって、課税関係が異なるのをご存知ですか？

生命保険料や地震保険料を支払ったときは所得税や住民税などの所得から控除されるのは皆さんご承知の通りですが、保険金を受け取った際の税金はどうなるのでしょうか？

1. 生命保険

生命保険金を受け取る場合、その保険金が死亡に基づくものか、満期によるものか、また、保険料の負担者は誰なのかなどによって課税関係が異なってきます。

被保険者	負担者	受取人	区分	課税関係
夫	夫	夫	満期	夫の一時所得
夫	夫	妻	満期	妻に贈与税
			夫の死亡	妻に相続税
妻 (契約者)	夫	妻	夫の死亡	妻に相続税 (生命保険契約に関する権利)
妻	夫	夫	満期	夫の一時所得
			妻の死亡	

例えば、夫婦の関係でみると左図のようになります。

年金方式で保険金を受け取った場合はその年ごとの雑所得として所得税がかかります。

一定の一時払養老保険等の差益は源泉徴収だけで納税が完了する源泉分離課税となります。

一時所得の場合の課税所得の計算式は、 $\{ (\text{保険金} - \text{支払保険料}) - 50 \text{万円} \} \times 1/2$ となります。

2. 損害保険

損害保険金の場合も、保険料の負担者や支払原因によって課税関係が異なってきますが、保険を掛けていた人が建物の焼失や身体の傷害・疾病を原因として受け取る保険金には、原則として課税されないことになっています。

しかし、店舗や商品が火災で焼失した場合などは、焼失して損害を受けた商品の損害保険金は事業収入（売上げ）になり、焼失した店舗の損害保険金は店舗の損失額を計算する際に、差し引くこととなります。



保険金を受け取ったときの税金

当社の運営サイトのご紹介

経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>

スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>

当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
まぐまぐ！ (<http://www.mag2.com/>) melma！ (<http://melma.com/>)

2月 - 3月の税務カレンダー

2月13日(水)

1月分源泉所得税・住民税の納付

2月16日(土)

18年分所得税の確定申告開始
(申告期間: 2/16 ~ 3/15)

2月29日(金)

昨年12月決算法人の法人税等・消費税確定申告
本年6月決算法人の法人税等中間申告
決算期の定めがない人格なき社団等の法人税等の申告
固定資産税(都市計画税)第4期分の納付(条例)

3月12日(水)

2月分源泉所得税・住民税の納付

3月17日(月)

昨年分の所得税確定申告・損失申告および第3期分納付
確定申告税額の延納届出書提出
本年度分青色申告の承認申告書提出
一昨年分の所得税の更正の請求
住民税・事業税・事業所税・贈与税の申告
相続時精算課税選択届出書提出

エコドライブ

最近のガソリン高騰によって車でお仕事されている方は大変だと思います。1円でも安いガソリンスタンドを求めて・・・なんて苦労されている方も多いと思います。

そこで意外にコスト削減に威力を発揮するのが、今流行の「エコドライブ」です。各省庁や団体がいろいろな見本となる運転方法を公開していますが、特に急な発進を止めたり、アイドリングストップを心がけるだけで一般的に20%程度の燃費向上ができると言われています。更にタイヤの空気圧やエンジンオイルなど燃費向上の盲点も点検されることをお奨めします。

ガソリン代節約という目標は、余裕をもった時間で余裕をもった運転することに繋がりますので安全運転という観点でも一石二鳥です。短距離なのに慢性渋滞で時間がかかっていたような目的地へは、思い切って電車やバスを利用してみると、以外に時間の節約になることも・・・



コスト削減術

経理事務員のアウトソーシングで経費をカット

社員一人を雇う仕事ではないが経理の仕事がたまってしまって困っている企業・店舗様へ、週一日からの経理事務員の派遣で経費カット。

設備投資一切無しで、月々の電気代を最大40%コストカット

経費削減したいけど何をしたらいいのかわからない。そうゆうお悩みでしたら、電気代を見直してみてもいいでしょうか？

完全成功報酬制ですので、電気代削減が実現するまで一切費用はかかりません。

手数料3万円と削減金額の一部を1年間頂きまして、報酬とさせて頂いております。

一泊以上の入院で、5万円の給付金が受け取れる保険をご存知ですか？
従来の医療保険との組み合わせで、高額な入院費を効果的にカバーできます。

歴史に残る、今では笑える税金の実話です！

おもしろ税金ものがたり(6)



犬税

1687年、徳川綱吉將軍の時代に「生類哀れみの令」が出され、膨大な犬小屋へ野良犬を收容しましたが、その費用を賄うため、江戸の町人などから徴収したのが「犬税」の始まりです。この「犬税」は、昭和57年を最後に日本では廃止されましたが、最後の犬税は一頭当たり年額300円でした。現在は、狂犬病予防法により、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。



ひげ税

ロシアのピョートル大帝は、18世紀にスエーデンとの長い戦争の軍事費を捻出するために、沢山の資金が必要だったため、なんと当時のロシア人で流行っていた長いあごひげに「ひげ税」を課しました。



お客様からのQ & A

サラリーマンの妻で、扶養に入っています。昨年より、開業届を出しネットショップを始めました。青色申告をしようと思いましたが、開業届を出してしまいました。所得が38万円以下であれば、従来通り配偶者控除は受けられますか？

生計を一にする（生活費を共にする）配偶者の1年間の所得が38万円以下であれば配偶者控除を受けることができます。

ですから開業届を提出したか否かと直接関係はありません。

また、保険に関しても、政府管掌健康保険の場合、被扶養者となりうる個人事業主の収入に関しては事業経費を差し引いた金額が130万円未満であればよいことになっています。但し、ご主人が加入されている健康保険が組合管掌等の場合、特別な規定がある場合も考えられますので、一応確認が必要です。



税金まめ知識（第6回）総合課税と分離課税

総合課税とは

所得税は、所得を10種類に区分して異なる計算式で算出します。これによりその区分ごとに同じ収入金額であっても課税される額に軽重の差がついてきますが、それらを再度合算し、総所得金額という1つの数値とします。このように1年間の所得をすべて合算して単一の課税対象額とすることを総合課税と呼んでいます。

所得の高い人ほど高い割合で税を負担するという考え方にに基づき、1年間の所得の合計に累進税率を適用するもので、以下のような計算により集計されます。

総所得金額	利子所得 + 配当所得 + 不動産所得 + 事業所得 + 給与所得 + 総合短期譲渡所得 + 雑所得 + (総合長期譲渡所得 + 一時所得) × 1 / 2
-------	--

分離課税とは

これに対して、他の所得とは区分して、独自の税率を適用して税額を計算することを分離課税といい、代表的なものとしては以下のようなものがあります。

所得税法上の分離課税

山林所得や退職所得は、数十年にわたり蓄積してきたものが一時で実現し、金額も高額になることが一般的な所得です。そこでその所得が発生した年の同年中の所得への影響があまりにも大きいことから、それらを排除するためこれらの所得は総合課税せず、独自に税額を計算することになっています。

租税特別措置法上の分離課税

長期保有の土地を売った人には税金を安く、短期間による転売で儲ける人には税金の負担を重くしようという考えに基づき、不動産の譲渡所得に対する分離課税制度があります。また、現在導入されているその他の分離課税制度には、預金利子、配当に対する源泉分離課税制度、株式等の譲渡所得に対する分離課税制度などがあります。





今月のコラム

いよいよ今年も嵐のような確定申告の時期がやって来ました。二月十八日(月)から所得確定申告の窓口での受付が開始されます。平成十九年度分は、所得税率も変更され、定率減税も廃止、従来からの損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除が創設されるなど税制改正に伴う変更もいろいろあります。

毎年のことですが、どうしてこんなにドッサリ溜め込んでしまうの...? これって永遠のお客様への疑問でありテーマなんです。

当社はこの時期、山のような伝票に埋もれ、スタッフも連日連夜、遅くまで作業に追われています。この時期になると状況によっては、徹夜も当たり前なのですが、当社には、強靱な精神力と超人的な体力を持ち合わせたスタッフが沢山いますのでご安心ください！ F1級のスピードと正確さで対応中です。(笑)

二月は、バレンタインデーもあります。(お仕事とぜんぜん関係ありませんが。)。東京は、先月に初雪が降りました。まだまだ春は遠いですね。寒い日が続きますが、うがいを欠かさずに健康には十分注意して頑張りましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

- 記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします -

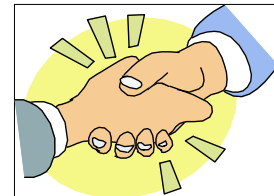
記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 5,250円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 13,650円～ 決算月 52,500円～
個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

伝票仕訳・貼付サービス料金

月額 5,250円～
領収書、レシートの仕訳・貼り付け
試算表作成(ご希望の方)
決算報告書の作成



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

